

## 令和3年度 ベビーシッター派遣事業割引券の発行について

教職員の育児と就労の両立を支援するため、『ベビーシッター派遣事業割引券』を発行します。本制度は、内閣府の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が行っている「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

### 1. 利用対象者

本法人に勤務する教職員(パート含む)で、日本私立学校振興・共済事業団加入者配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、又はひとり親家庭によりサービスを利用しなければ就労することが困難な状況にあること。

### 2. 対象児童

- (1) 乳幼児及び小学校3年生までの児童
- (2) 健全育成上の世話を必要とする(身体障害者手帳・療養手帳等の交付を受けている)小学校6年生までの児童

### 3. 対象サービス

- (1) 家庭内における保育や世話(家庭外は利用不可)
- (2) ベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設への送迎
  - (注)・家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育所等施設間の送迎でないこと。
  - ・同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。
  - ・送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載し保護者に報告していること。
  - ・ベビーシッターの所属する事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

### 4. 割引金額

割引券1枚につき2,200円

会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。  
割引券を利用できるのは利用料金が使用枚数×2,200円以上の場合に限る。

### 5. 利用可能枚数

対象児童1人につき1日(回)2枚

1家庭につき1か月24枚、1年間に280枚まで利用可能

新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校臨時休業や幼稚園・保育園登園自粛要請等による利用の場合は、その内容が証明できる資料の提出により、【特例措置】として、

対象児童1人につき1日(回)5枚

1家庭につき1か月120枚、1年間の上限なしで利用可能

## 6. 割引券取扱事業者

公益社団法人全国保育サービス協会が認定しているベビーシッター事業者に限ります。

→割引券取扱事業者の一覧は [こちら](http://www.acsa.jp/hm/babysitter/ticket_handling_list.htm) [http://www.acsa.jp/hm/babysitter/ticket\\_handling\\_list.htm](http://www.acsa.jp/hm/babysitter/ticket_handling_list.htm)  
(全国保育サービス協会HP)

## 7. 割引券の申込み及び利用方法

### (1) ベビーシッター事業者との契約

事前に全国保育サービス協会が認定したベビーシッター事業者と利用契約・利用申込をしてください。その際、契約は申込者本人(本法人の職員名義)で行ってください。共同名義を含む。なお、契約書又は利用申込書には、次の事項が明記されている必要があります。

- ・ベビーシッター事業者の住所、名称及び代表者氏名
- ・利用者(職員本人)の住所及び氏名
- ・サービス内容及び料金体系
- ・事故の場合のベビーシッター事業者の免責事由その他サービスの利用に必要な事項



### (2) 割引券申込み

利用予定日の 7 日前までに以下の書類を学内便等でしあわせキャリア支援センターまで提出してください。

- ベビーシッター派遣事業割引券申込書
- ベビーシッター事業者との利用契約書(写)又は利用申込書(写)
- 初回利用時及びベビーシッター事業者変更の際に提出してください。
- 配偶者の在職証明書 ※変更ない場合は、2 回目以降不要
- 配偶者の入院により利用を希望する場合は入院を証明する書類等

#### 【特例措置】

- ・小学校等が臨時休業等になったことがわかる書類(小学校等が発行した通知(写)等)



### (3) 割引券発行

申請内容及び必要書類を確認後「ベビーシッター派遣事業割引券(本券+報告用半券)」を発行し学内便等にて送付します。



### (4) サービス利用時

割引券の「利用時利用者記入欄」を記入の上、ベビーシッターに割引券をお渡しください。ベビーシッターが必要事項を記入しますので、「報告用半券」を必ず受け取ってください。

#### 【特例措置】

裏面の「事由欄」に休校等の理由を記入してください。記載ない場合には適用されません。

- 記載例: ○月○日 ○○小学校が休校のため  
○月○日 ○○保育園より登園自粛要請が出されたため



## (5) サービス利用後

利用者は、ひと月分をまとめて、翌月の5日までにしあわせキャリア支援センターに「報告用半券」を提出してください。その際、割引券の利用日に就労していたことを証明するため、出勤簿又はタイムカード等の写しを添付してください。

### 8. 割引券の有効期限

当該年度限り

### 9. その他

- (1) 義務教育就学前の児童を養育する方で産前産後の休業時や育児休業等の期間で、職場への復帰のためにサービスを利用する場合は、年度内に4枚使用可能です。
- (2) 義務教育就学前の多胎児を養育している方を対象とした割引券もあります。  
(多胎児2人:1枚9,000円の割引)1家庭1日(回)1枚、原則として年度内に2枚以内。  
詳しくは、しあわせキャリア支援センターへお問い合わせください。

### 【注意事項】

割引券の発行には手数料がかかっています(法人負担)。紛失のないように保管し、未使用の割引券は速やかに返却してください。また、割引券は、他の人に貸与または譲渡できません。  
令和3年度より、子育て支援の観点から、割引を受けた額は非課税所得となります。

### <お問い合わせ・申込書提出先>

学校法人日本医科大学  
しあわせキャリア支援センター 事務室  
(日本医科大学 図書館1階)  
TEL03-3822-2131(内線:5500、5501)  
E-mail: app-shien@nms.ac.jp

全教職員対象！！

令和3年度

# ベビーシッター派遣事業割引券 利用案内



本法人に勤務する日本私立学校振興・共済事業団の加入者で、対象児童と利用条件を満たせば  
全職種、男女問わず、パートタイマーの方も利用可能！



対象サービス

割引金額

割引券1枚につき  
2,200円

## 利用条件

配偶者の就労などで、ベビーシッターサービスを利用しなければ就労することが困難な状況にあり、全国保育サービス協会が認定したベビーシッター事業者を利用する場合

- ①家庭内における保育
- ②ベビーシッターによる保育所等への送迎

対象児童一人当たりの利用上限

通常

1日(回) 2枚

(1家庭24枚/月、年間280枚)

特例措置

1日(回) 5枚

(1家庭120枚/月、年間上限なし)

新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校臨時休業や幼稚園などの登園自粛要請時に適用

※その内容が証明できる資料の提出が必要

## 対象児童

乳幼児～小学校3年生

※身体障害者手帳等の交付を受けている場合は  
小学校6年生まで

本制度は内閣府の委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会が行っている「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

【問い合わせ先】

学校法人日本医科大学  
しあわせキャリア支援センター事務室

TEL: 03-3822-2131(内線5500、5501) Email: app-shien@nms.ac.jp

詳細・利用方法は  
こちらから⇒



## 例えば... こんな時におススメです！！

- ◆ 配偶者も仕事で帰りが遅くなる日に、自分もお迎え時間に間に合わない  
⇒園や学童保育への迎えと自宅までの送り、自宅での保育
- ◆ 子どもが病気になったときに、または回復時に、保育園などにはまだ預けることができない  
だけど配偶者も仕事で休めない  
⇒自宅での保育
- ◆ 育休から復帰する際に、職場で面談。でも配偶者は平日の昼間は仕事があり、子供を見てくれる人がいない  
⇒自宅での保育



## Q. ベビーシッター利用料金はどれくらいかかるの？

会費、シッターさんの交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は補助対象になりません。また、1時間あたりの利用料金は2,300円から3,000円程度で、2～3時間以上の利用としている会社が一般的です。なお、割引券を利用できるのは利用料金が 使用枚数×2,200円以上 の場合に限りです。

## Q. 配偶者が就労していない場合は使えないの？

配偶者が就労していなくても、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、またはひとり親家庭などによりベビーシッターのサービスを利用しなければ本人の就労が困難な状況にある場合は利用できます。



## ご利用の流れ



利用契約  
利用申込

- 全国保育サービス協会が認定したベビーシッター事業者へ  
契約手続・利用申込を行う

割引券申込

- 利用予定日の7日前までに申込書と必要書類を  
しあわせキャリア支援センターまで提出する

割引券発行

- しあわせキャリア支援センターにて申請内容と必要書類を確認後、  
割引券(本券+報告用半券)を発行し、学内便にて送付します

サービス  
利用時

- 「利用時利用者記入欄」を記入し、ベビーシッターに割引券を渡す
- ベビーシッターが記入した報告用半券を必ず受け取る

サービス  
利用後

- タイムカードの写しと、報告用半券をひと月分まとめて  
翌月5日までにしあわせキャリア支援センターに提出する



↑ 対象のベビー  
シッター事業者は  
コチラ